

社会福祉法人常成福祉会行動計画  
【次世代育成支援対策推進法】

子育てを行う職員の職業生活と家庭生活との両立を支援するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日から令和11年3月31日まで

2. 内容

小学校3年生までの子を養育する職員に対して、短時間勤務制度を継続する。

<対策>

令和7年4月～ 短時間勤務対象者の把握

4月～ 制度継続の周知

令和6年3月～ 運用状況の把握・課題整理（毎年度）

令和11年3月～ 運用状況の把握

社会福祉法人常成福祉会行動計画  
【次世代育成支援対策推進法】

子育てを行う職員の職業生活と家庭生活との両立を支援するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日から令和11年3月31日まで

2. 内容

小学校就学前の子を養育する労働者に対する所定外労働の制限制度

<対策>

令和7年3月 規程改正の提案

令和7年4月～ 制度の周知

令和6年3月～ 運用状況の把握・課題整理（毎年度）

令和11年3月～ 運用状況の把握

社会福祉法人常成福社会行動計画  
【女性の職業生活における活躍の推進に関する法律】

男女共に新採用職員（中途採用者を含む。）の早期退職を防止し、長期にわたり活躍できる雇用環境とするため、次の行動計画を策定する。

- 1 計画期間；令和7年4月1日から令和11年3月31日まで
- 2 目標；年度毎の新採用職員（中途採用者を含む。）の50%以上の者が次年度に継続して就労する。
- 3 取組内容・実施時期
  - 取組内容  
男女とも新採用職員が安心して働くことができるよう、不安や困りごとに対応する。
  - 実施時期
    - 令和7年4月～ 採用後1年未満の職員が所属するマネージャー（以下、「マネージャー」という。）は、その職員及び育成担当者等に勤務状況を確認し、課題等がある場合には、共にその解決に努める。
    - 令和7年12月～ マネージャーは、その職員に次年度の就労継続の意向を確認する。また以後においても定期的に勤務状況を確認する。
    - 令和8年4月～ 新年度以降の採用者には、マネージャーが3ヶ月毎以内に勤務状況を確認し、課題等への早期対応に努める。
    - 令和9年2月～ 取り組み内容の課題を整理する。
    - 令和10年4月～ 新年度以降の採用者には、継続して取り組みを継続する。